

意見聴き取り調査票

(福島県総合設備協会)

1 コンプライアンスへの取組みについて

- (1) 県では、透明性・競争性・公正性・品質の確保に十分留意した入札制度を構築するため、不正行為を行った事業者に対しては厳しい対応を行っておりますが、貴団体として、不正行為を行うものを会員から出さないために、これまでどのようなことに取り組んできましたか。取組みの実例をお聞かせください。

空衛協会では、法令遵守については、公正取引委員会の説明を聞き、会員へ伝達したり、その講習会、品質向上の勉強会、および県の積算基準に対する勉強会等への参加を促したことにより、その遵守すべき内容はほとんどの協会員において理解していると考えており、不正行為はないと確信しておりますが、引き続き機会があるごとに訴えていきたい。

電設業協会では、創立50周年の節目の平成19年8月に社会からの要請である色々な課題に対して真摯に取り組むべく、協会長を委員長とするコンプライアンス委員会を設立し、会員企業にとって最も適切な考え方を「会員行動指針」に文章化して配布し、周知徹底を図っている。

項目としては以下の3項目となっている。

1. 社会ルール・法令等を遵守する。
2. 社会的使命役割を遂行すること。
3. 社会貢献に取り組むこと。

- (2) 先日の贈収賄事件を受けて、貴団体として新たな取組みは必要とお考えですか。今後の取組みの予定についてお聞かせください。

この事件が発生した時期は、すべての建設業協会団体が贈収賄について、そういう事件が起きない様に徹底して指導していた時期であったため残念でなりません。再発防止に向け講習会などを通じて、今まで以上に指導していきたいと考えます。今回の件のような事があれば、当然、受注激減＝会社存続の危機と充分に認識しております。今後も会員各社の「法令遵守」、強いては「社会貢献」出来るよう、活動していきたいと思っております。

2 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

(1) 現在の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定水準は、工事規模が小さくなるほど高くなるようにしていますが、このことについてどのようにお考えですか。

- (1) 小工事においては資材単価および掛かる人件費が割高になりますので適切であると考えます。
- (2) 建設産業団体連合会の調査によりますと、最低制限価格および低入札調査基準価格は93%が妥当であると判断しておりますので、再検討を願います。
- (3) 最低制限価格制度は業者の過当競争防止の観点からも引き続き必要であり、金額設定については、適正価格での設定（極力高め）をお願いしたい。

(2) 県の低入札価格調査制度について、御意見等があればお聞かせください。

- (1) 国交省の低入札価格調査は大変厳しい調査となり、低入札で入札した業者はほとんど契約できない様な制度になっているようです。県もその様をお願いしたい。
- (2) 低入札調査基準価格以下の価格で落札した場合、下請業者へのしわ寄せは必ずあります。低入札調査基準価格では、適正な工事の利益は見込めません。どこかに利益を求めていくために資材・機材の仕入れや、外注労務の費用、又、安全管理における安全施設の欠如などが発生するおそれが多いため、低入札調査基準価格は廃止して、最低制限価格のみを設定し、その価格以下は失格としていただきたい。
- (3) 低入札価格調査制度自体は最低制限価格制度さえあれば廃止しても良いと考えます。

3 総合評価方式について

(1) 県では、元請・下請関係の適正化に向けた対策の一つとして、今後とも施工体制事前提出方式を活用していく考えですが、このことについてどのようにお考えですか。

- (1) 施工体制事前提出方式については受注後に変更できる様、柔軟な対応をしてほしい。(下請業者が変わることもあり、変更を余儀なくされることもあると考えられます。)
- (2) 施工体制は業者数社の選定ができるようにしていただきたい。
- (3) 元請・下請共に、積算を行った後、値合交渉を踏まえての入札となるので、通常の公告～入札までの期間よりも長めに確保していただきたい。

(2) 県の総合評価方式の特別簡易型の評価項目について、価格と価格以外の評価バランスを改善し、点数が固定化しやすい項目を組み替えるなどの評価基準の変更を行いました。このことについてどのようにお考えですか。

- (1) 改善については大いに評価します。また、メンテナンス災害時の緊急対応等を考え、建設事務所管内の事業者の活用を考えていただくよう地域要件の評価点数の引き上げを引き続き検討してほしい。
- (2) 発注実例が少なく意見を言えるような状況にない。ただ地域性とか社会貢献度等の導入は良い方向であると考えています。

(3) 県の総合評価方式について、その他御意見等があればお聞かせください。

- (1) 今後は公共施設・学校等の復旧・復興工事が多く発注されると思われるが、総合評価の場合、既存施設の施工業者やメンテナンス業者には、現場の事務長とか施設長が評価項目の中で 1～2 点の点数配分をできる評価にしてほしい。
- (2) 配置予定技術者の技術力「工事成績」において、「過去4年・・・」とありますが、発注の減少の中、工事を受注するにも大変であることから「4年以内・・・」をもっと拡大して頂くことを、考慮してい

ただきたい。（類似工事と同様に10年程度）

4 元請・下請関係の適正化対策について

- (1) 元請・下請関係の適正化に向けた取組みは個々の企業が行うだけではなく、団体としてのコンセンサスも必要ではないかとの意見がありますが、貴団体として、元請・下請関係の適正化のために、これまでどのようなことに取り組んできましたか。取組みの実例をお聞かせください。

(1) 元請下請関係の適正化については、元請が下請に対し、不当な行為をした場合、処罰される法的制度作りが必要との判断の基、建産連の専門工事業部会、日空衛協会、日電設協会共々、国土交通省に陳情してまいりました。その結果、平成23年8月9日、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」となり閣議決定され、各都道府県に通達されました。内容は元請・下請関係の適正化に向け大きく前進したものになっておりますので、今後は改善されるものと期待しております。

(2) 工事注文書を作業開始前に発行する。

(3) 出来高による支払いは漏れのないようにする。

(4) 締め日・請求日の周知徹底。

(5) 単独の勉強会に於いて、「トラブル例」の事例発表及び意見交換会を行っております。県内の下請業者を優先して契約に臨んでおりますので、各会社が重複して取引を行っている事が多々あります。大概にして、トラブルになりやすい下請業者も見えてまいりますので、常に意見交換を心掛けております。

- (2) 下請側からは、下請金額について元請が常識的な金額を提示してくれないという意見がでておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

(1) 最低制限価格の引き上げ等によりまして、下請業者に適正価格で発注できる環境が整いつつあります。

- (2) 私共協会としましても、建設業法に基づいた適正な下請契約を締結するように指導しておりますが、どうしても守らない業者が多数いる場合、発注者がチェックできるようなシステムが必要になってくるのではないかと考えております。

(下請業者の受注価格、元請の見積価格及び設計価格等の調査)

5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

- (1) 現在の一般競争入札の地域要件はほとんどが県内全域となっておりますが、3月11日の大震災のインフラ復旧、公共建築物の設備の修理において、それぞれの地域における地元の業者が重要な役割を果たしております。今後はできる限り地域性を重視した参加条件にしていきたい。
- (2) 総合評価方式の地元に対する配点の増、及び地元での凍結修理、水道当番等地元に貢献している企業に対する加点項目など、新しく設定をして頂きたい。除雪は土木業者が公共機関から費用をいただいで実施しているが、加点対象になっていません。凍結修理、水道の修理等は公共・民間共に費用をいただいでいますが、総合評価方式の加点対象にはなっていないのが現状です。是非とも、加点対象に設定追加をお願いします。
- (3) 震災復旧工事に関しては早急に完成させなくてはならないと考えられますので、随意契約の制度をぜひ活用していただきたい。

6 その他

※今回の調査テーマの中にはありませんが価格の件で苦慮しておりますので追加させていただきました。

その他、設計労務単価と設計単価について。

(1) 設計労務単価は、農林水産省、国土交通省が毎年実施する「公共事業労務費調査」によって決定されます。しかし、この公共事業が年々減少、少ないパイを巡り、応札価格が最低制限価格周辺に貼り付くなど熾烈な競争が繰り広げられています。このような状況が建設労働者の賃金に悪影響を及ぼし、設計労務単価が毎年降下するスパイラルに陥っています。建設産業が魅力ある産業として発展するためには、現行の決定方式を改め、他産業・官公庁給与水準等を勘案した決め方など、幅広い角度からの改善が必要と思われます。この設計単価決定方式の見直しを図っていただきたいと思えます。

(2) 労務単価の実態

- ・ 福島県の労務単価配管工 = 14,700円/日
- ・ 当社の1年間の労働日数(有給除く) = 267日/年

① 予算100%で受注した場合

$$14,700\text{円} \times 267\text{日} \times 90\% \text{ (社会保障費の自己負担分等)} = 3,532,410\text{円/年}$$

賞与なし (294,367円/月)

② 福島県 歩切なし 最低制限価格90%の場合

$$14,700\text{円} \times 267\text{日} \times 90\% \times 90\% \text{ (社会保障費の自己負担分等)} = 3,179,169\text{円/年}$$

賞与なし (264,930円/月)

③ 独立行政法人 歩切10% 低入札調査価格85%の場合

$$14,700\text{円} \times 90\% \times 267\text{日} \times 85\% \times 90\% \text{ (社会保障費の自己負担分等)}$$

= 2,702,293円/年
賞与なし (225,191円/月)

(3) 独立行政法人及び各市町村の歩切が大きくなってきており、県においても担当者により各単価が統一されていない様に感じております。